

令和 6 年 第 1 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

令和6年第1回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和6年1月18日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代表教育委員 山 元 行 博 君
教育長職務代理者 高 野 敦 子 君
委 員 稲 田 滋 君
委 員 高 橋 太 朗 君
委 員 酒 井 康 生 君

1. 付議案件説明者

副 教 育 長 藤 村 彩 夏 君
兼子ども未来創造局長
子ども未来創造局 今 中 美 穂 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 浅 井 文 彦 君
担 当 部 長
子ども未来創造局 藪 本 正 博 君
小中一貫教育推進監兼副部長
子ども未来創造局 金 城 忠 君
学 校 教 育 監
子ども未来創造局 濱 口 悟 君
担当副部長兼人権施策室長
子ども未来創造局 山 田 睦 美 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 村 田 麻 子 君
担 当 副 部 長
子ども未来創造局 遠 近 高 明 君
教 育 政 策 室 長 乾 敬 一 朗 君
児 童 生 徒 指 導 室 長 高 取 貞 光 君

保育幼稚園利用室長
生涯学習・市民活動室長

福田浩子君
谷尾吉章君

1. 出席事務局職員

教育政策室参事
教育政策室

中村友美君
吉田友子君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市通学区域審議会からの答申の件
- 日程第 4 船場地域に新設する学校の件
- 日程第 5 箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者の指定要請の件
- 日程第 7 箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件

(午後 1 時開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、令和 6 年第 1 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。皆さまとはすでに出初め式ですとか 20 歳のつどいで顔を合わせておりますが、会議といたしましては令和 6 年の第 1 回ですので、1 年間よろしくお願ひいたします。また、新年早々大きな地震がありまして、たくさんの方がお亡くなりになられているということで、心からご冥福をお祈りしたいと思いますし、私達の立場としましては、とりわけ子どもたちが被災して非常に厳しい状況に置かれている、学びの場も居場所もない。あるいは新学期に入りましたけれども学校が再開されない。ここにきましては集団で避難するというので、集団で避難するということを選択した子どもたちもまた残ると判断した子どもたちも非常に苦渋の決断であったというふうに推測されます。1 日も早く日常の姿に戻るように祈るばかりです。冒頭に少し触れさせてもらいました。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

- 教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、酒井委員を指定いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。まず、教育委員会委員関係ですが、今、冒頭に触れましたが、1 月 3 日の出初め式、また 1 月 8 日の令和 5 年度箕面市 20 歳つどいにはご出務いただきましてありがとうございます。20 歳のつどいについては後ほど少し触れたいと思います。教育長関係ですが、令和 5 年第 4 回箕面市議会定例会が開催されました。1 2 月 20 日、21 日には一般質問でそれぞれその質問項目に基づきまして多岐に

渡って質疑応答をしたところです。12月18日には大阪府豊能地区教職員人事協議会会議が開催されました。議案としては債務負担行為の設定ということだったんですが、その他の案件の中で、全国的に課題になっている教員の数が少ない、採用がままならないというようなことにつきまして、少し方向性の確認をいたしました。まず前提としまして、我々は、採用するときには、倍率が3.0というのはい定の守らなければならない基準だというふうに思っています、3.0を切ると教員の質が保てないのではないかとということを一応目標にしているわけなんです、残念ながら今年度実施しました採用試験におきまして、小学校は2.8、中学校は4.0になっています。昨年度と比べますと、小学校の方は昨年度も2.8で横ばいなんです、中学校の方は昨年4.9であったのが4.0と、これは下がっているという少し困った状況になっております。そこで全国的にもメディアでも出ていますが、試験の早期化をしようという動きがありまして、実際の試験の日程を少し早めるということと、もう少し大きく早めて大学3回生のときから試験を実施するという動きになっています。試験範囲の課題ですとか整理するべき課題はあるんですが、大阪府、大阪市、堺市がどうも実施するということですので、課題を整理する必要があると言いつつも、そこに遅れをとるということはそれだけでまたデメリットになりますので、豊能の中では、豊能人事協もその3回生からの試験の実施はやろうということ、意思確認はできています。それと、小学校の水泳の実技テストというのがあるんですが、これは私もちょっとよくわかってなかったんですが、少数派であつて、もうすでに小学校の水泳のテストを義務づけているところは全国的に少ないらしいので、これは決定したわけじゃないんですけども、「次年度どうするかということをもう少し議論していこう」というふうになっております。行事報告ですが、まず12月14日、15日に箕面市立中学校部活動地域移行意見交換会とありますけれども、これは1月10日からのもも含めて計6回行ってあります。子どものニーズに合った新しい地域クラブ活動について考えようということ、いろいろ意見をいただいております。今集約してる最中だということですので概略になるかもしれませんが、どんな意見があったのかというようなことはホームページで公開していきたいなというふうに思っています。12月15日、それから1月17日にそれぞれ箕面市通学区域審議会が開催されました。この件につきましては後ほど案件になっておりますので、そこで触れたいなというふうに思っています。1月9日には幼稚園の始業式、小学校、中学校、小中一貫校の始業式が行われてあります。1月12日には令和5年度第1回箕面市子ども・子育て会議が開催されて、次期の子どもプランをどうするかというようなことを議論しました。また先ほども言いましたが、1月8日の20歳のつどいですが、対象者が1,523人に対しまして、1,099人参加ということで、参加率が72.1%ということで、平成7年以降の記録を

見ますと、最高の参加率であったということです。コロナで日程を変更したり延期したり、あるいは2部制にしたりと、そういうふうな経過をここ何年か辿ってましたが、今回につきましては1部制で一斉にやったということで、細かい分析はまだできてませんが、コロナももう収束したと、また一同にみんなが集まるというようなこと、非常にいい天気でしたし、そういったことも含めて参加率が高かったのかなというふうには思っています。以上、教育長報告とかえさせていただきます。

○教育長（藤迫稔君）：何かご質問・ご意見ございますか。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。

○代表教育委員（山元行博君）：まず、日程第3、報告第1号「箕面市通学区域審議会からの答申の件」及び日程第4、議案第1号「船場地域に新設する学校の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市通学区域審議会に諮問を行った「船場地区に新設する学校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域の設定」について令和6年1月17日付けで答申を受けたので、報告するものです。その内容は、船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合の通学区域について、「令和2年箕面市教育委員会規則第14号からの通学区域の変更は必要ないものとする。」とするものです。これは、船場地域への小学校の設置を前提に、令和2年6月に通学区域審議の答申を踏まえて、教育委員会において、船場地域の新設校を含めて市全体の新たな通学区域について定めた規則ですが、ここに定めた中小学校、(仮称)船場小学校、第五中学校の通学区域に、船場新設校を施設一体型の小中一貫校とすることに伴う変更の必要はないとされたものです。今回答申を得たのは、通学区域審議会に対して諮問を行った2件の内の1件のみですが、これは、今後の船場新設校の建設に係る構想、計画、設計をすすめていく上で急がれることから、先行してご審議いただき、答申をいただいたものです。諮問事項のもう1つ「交通環境や地域生活など学校を取り巻く外部環境の変化及び過去に課題とされた地域の現状の確認について」については、現在ご審議いただいているところです。答申を得た後にあらためてご報告いたします。この通学区域審議会において、議論の前提としていただいた「船場新設校が施設一体型小中一貫校となった場合」の具体的なかたちは、令和5年度第1回総合教育会議でそ

の方向性ですすめることを確認した「第五中学校を市立病院移転後の跡地に移転し、(仮称)船場小学校との施設一体型の校舎とし、中小学校の卒業生が第五中学校に進学する。」とするものです。したがってこの3つの学校の通学区域について、ご審議いただきました。中小学校、(仮称)船場小学校については、前回の決定当時から学校の位置や交通状況等について変化は生じていないことから、通学区域の変更は必要ないとされました。第五中学校については、学校の位置が変わることから通学条件の変化についてご審議いただき、学校が中学校区にほぼ中心に位置することになることから、通学上の不利益が生じる区域がなく、第五中学校の移転先予定地の周辺道路については、見通しの良さ、歩道の整備状況、信号の設置状況等の面で、現在の第五中学校と比べても通学の安全性は向上するものとして、第五中学校区についても変更の必要がないとされました。以上が報告第1号の説明です。次に議案第1号、本件は、令和14年を目途に船場地域に設置する学校のありかたについて、教育委員会における意思決定を行うために、提案するものです。教育委員会では、(仮称)箕面市立船場小学校の校種の再検討を行ってまいりました。その経緯については、「船場地域の新設校の再検討に関するこれまでの経緯」に整理いたしました。教育委員会では、「箕面市新改革プラン」を踏まえ、学識経験者による第三者評価も行い、令和4年11月の第11回教育委員会定例会において、(仮称)船場小学校の校種を再検討することを決定し、あらゆる可能性を排除せず、再検討を行ってまいりました。まず(仮称)船場小学校の校種について6つの案を作成しました。この再検討案についても、学識経験者による第三者評価をしていただくとともに、第五中学校区で活動される地域団体の方々や、校種案によっては影響が生じる地域にお住いの方々を対象とした意見交換会を行い、様々なご意見をいただきました。令和5年7月に令和5年度第1回総合教育会議を開催し、再検討案について、この第三者評価の結果や地域意見交換会の意見も参考にして、市長と教育委員会で協議を行いました。その結果、「第五中学校を移転後の市立病院跡地に移転し、(仮称)船場小学校と第五中学校の施設一体型校舎とし、中小学校の卒業生がその第五中学校に進学する。」とする案に絞り込むとともに、この案の課題についてもさらに検討を深めていくことを確認しました。このたび、課題とされていた中小学校から第五中学校への進学をスムーズに行うための対策を用意し、新設校を施設一体型の校舎とした場合の通学区域についても、通学区域審議会からの答申をいただくことができたので、船場の新設校のあり方について、教育委員会としての意思決定を行おうとするものです。今回、教育委員会としての意思決定を行うとする内容は、まず、1点目、船場地域に新設する学校についての教育委員会の考え方としましては、4つあります。1つ目、箕面市立第五中学校を移転後の市立病院跡地に移転し、市立病院跡地に新設する(仮称)箕面市立船場小学校とによる施設一体型の校舎とする。箕面市立中小学校、(仮称)船場小学校及び第五中学校は、施設一体

型と施設分離型の複合型校舎として、小中一貫教育を推進する。2つ目、中小学校の卒業生が第五中学校に円滑に進学できるように、小学校段階から中小学校、(仮称)船場小学校の児童が交流する機会や、中小学校児童が第五中学校生徒と交流する機会を設けたり、施設が離れている中小学校にも、第五中学校の教員による乗り入れ授業を行うことなどの対応を行う。ただし当該新設校の開校までに必要に応じて新たな対策の検討を継続して行う。3つ目、当該新設校の開校後の中小学校、(仮称)船場小学校、第五中学校の通学区域は、令和6年1月17日付け箕面市通学区域審議会の答申を踏まえて、令和2年箕面市教育委員会規則第14号により定めた通学区域から新設校を施設一体型の校舎とする理由とする変更を行わない。4つ目、これまでの1から3までの考え方について、総合教育会議において市長との間で意思確認を行う。この4つでございます。次に、2点目、船場地域に新設する学校に係る事務的な整理については2つあり、1つ目、第五中学校を箕面市萱野五丁目7番に移設するとともに、(仮称)船場小学校を第五中学校との施設一体型の校舎として箕面市萱野五丁目7番に設置することとし、箕面市立小中学校設置条例について所要の改正を行う。当該改正条例の施行期日についても最も早く令和14年4月1日となるよう改正を行う。こちらは以前箕面市立小中学校設置条例で箕面市立船場小学校の住所を定める改正を行いました際に、その施行期日といたしましては公布の日から10年を超えない範囲で箕面市教育委員会規則で定める日から施行すると定めており、公布の日は令和2年3月30日付けでございますが、今現在、船場新設校の開校の日を令和14年4月1日と予定しておりますので、これにかなうような条例の改正が必要と考えております。2つ目、箕面市通学区域審議会からの答申に基づき箕面市通学区域規則の一部を改正する規則により設定した第五中学校、中小学校及び(仮称)船場小学校の通学区域は、新設校を施設一体型の校舎とすることを理由とする変更を加えないというものです。

○代表教育委員(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長(藤迫稔君) : この件については、これまでの定例会でももちろんですけれども、協議会で何度も何度も議論させていただきましたので、皆さん十分にご理解をしていただいたと思いますけれども、ちょっと審議会の方で補足しますと、諮問事項1の船場に学校が新設されることが施設一体型小中一貫校となった場合という議論なんですけれども、我々がこれまで議論してきた、「中小学校の子どもが合流するのにやっぱり不安だよ」というような不安の解消策についてどうするのかということですか、あるいは我々がしようとしていました校区面積分の学校敷地面積がどうなのか、コストはどうか、あるいは特例措置の違う校区、具体には中小学校区なんだけれども船場の学校に近いんだから、その子たちは行けるようにしたらどうかという、本来の通学区域審議会の内容はもちろんですけれども、少し幅広に、いろんな意味で不安の

解消ということで広く議論していただいたなというふうには思っています。議論をした上で、今回については第五中学校が病院跡に移ることによっての通学路の安全性についても問題もないし、かえって中央に来ることによってそれはそれで便利になる人が増えるんじゃないかというようなことも含めて答申いただきました。本当に感謝申し上げます。ただもう1つの諮問2の分ですよね。すでに決まったところの校区について検討するのかもしれないのかというところについては、昨日の段階ではとりあえず何かまとめるというんじゃないなくて、それぞれ委員さんが思ってることをどちらかというと自由に発言するというような、問題点を全部出そうということだったからかもしれませんけども、いろんな方面からの意見が出ました。やはり2年も3年もかけてワークショップをやったんだから、基本的には、今もうすでに決定済みの校区は尊重すべきじゃないのかという意見ですとか、とはいうもののやっぱり課題のあったところについては、前回の答申の付帯意見にも書いてあるんだからそこは再検討すべきじゃないのか、あるいは、最終的にはやっぱり子どもたちの安全についてどうなのかというところが最後の肝じゃないのか、そこをしっかりと確認しないと駄目じゃないのか。あるいは地域コミュニティについては、今まで積み上げてきた地域コミュニティが分断されるようなことはあってはならないのではないかという意見もあった一方で、地域コミュニティというものは未来に向けて作っていくものだから、それをあまり一生懸命言うんじゃないで、また新たに作ったら、今から積み上げていったらいいんじゃないかというような意見、本当に多方面の意見が出ました。最終的にどういうことになってるかという、やはり子どもたちの安全性は確認すべきというのはいろんな方面で意見を言われていますけども、そこは皆さん合意されたところなので、座長の発案で、次回は危険と思われる地域の視察に行こうということで、現場を見ていただくことになりましたので、現場を見ていただいた上で、もう一度次の審議会に向かおうというふうになっております。そういう意味では、諮問1については今後の手続き等とか市民へ早く公表してあげないと駄目だということもあるので、審議会としてはスピードをあげたいなと思っていただいているんですけど、諮問2については、今の流れでいくと少し時間がかかるのではないかとというのが昨日の終わった時点での段階です。議案の船場の学校についての教育委員会の考え方についてはもう私が補足することもなく、これまで議論したことについて一定方向性でましたので、2月2日の総合教育会議で市長とその辺の確認はしたいと思いますので、よろしくお願ひします。補足は以上です。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第1号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第5、議案第2号「箕面市保育士確保対策支援事業生活支援補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保育幼稚園利用室長に求めます。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：本件は、本市の待機児童を解消するため、市内民間保育園等で新たに勤務することになった保育士に対して、3年間月2万円を支給する生活支援補助金の補助対象の範囲を見直すため、要綱の改正をご提案するものです。生活支援補助金の補助対象は市内在住の保育士としてきましたが、本年度、箕面森町地域を中心に待機児童が生じたことから、教育長が指定する市内民間保育園等においては、市外在住の保育士も補助対象とする改正を行い、令和5年4月から箕面森町地域の2園について、市外在住の保育士も対象とし、森町地域の保育士確保をより進めてきました。しかしながら、令和6年4月に向けまして、森町地域だけではなく、全市域において、保育士確保に苦慮しており、保育士が確保できないため昨年度より定員を縮小する園も生じるなど深刻な状況であることから、特定の保育施設に限らず、全園を対象に市外在住の保育士も補助対象に拡大するをします。これによりまして、近隣市に住む保育士の確保を図る等、1人でも多くの保育士を確保し、待機児童解消に努めていきたいと考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員（稲田滋君）：来年度は保育士確保をしていかないと深刻な状況だというように今お話があったんですけど、どの程度の深刻さなのかちょっと具体的に数字があれば教えてください。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：現在1次選考に向けて調整をしているところですが、1歳児を中心に今4～50名の待機児童が発生する見込みとなっております。ですので、この状況を少しでも解消するためできる限りの対策を実行していきたいというふうに考えております。
- 委員（稲田滋君）：これまでずっと待機児はゼロだということで数年間やってきて、去年は6名行けないということで、今のところこの1月段階で、来年入るのに4～50名が不足していると。入れない、待機しないといけないというようなことを、これはさっきもご説明ありましたように保育士が少なく、各園が定員を少なくしているというのが原因ということなんですね。それで市外の人に対しても森町でやってたように、毎月2万円を3年間出すということで、どれぐらいの保育士が確保できるだろうと見込まれているんですか。
- 子ども未来創造局保育幼稚園利用室長：今年度、森町地域の2園に限定して拡大してきた際には、保育士を今年度2名多く採用することができました。今

回改正することにつきましても、市内の民間保育園につきましても、各園数名ずつの保育士の確保に繋がり、10名程度の保育士が確保できたらと思っております。

○委員（稲田滋君）： 10名程度確保できれば4～50人の待機はなくなるだろうということなんですね。あとですね、他市の状況、他も同じようにやったら要するに折り合いですね。他はどんな状況なのか、近隣市がどんな状況なのかちょっと教えてください。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 今年度におきまして、各園において、まず今回待機が、申し込み状況などがどうであったのかなどについて、まず各市の方に聞き取りを実施しました。全ての近隣市におきましても、やはり保育士確保については大変苦慮しているという状況を聞いております。それぞれの市につきましても、保育士確保について取り組みを様々にされております。箕面市のような今回の生活支援補助金のような取り組みも豊中市等でも実施をされております。豊中市につきましてもは市内在住に限定をしているということで、本市においては他市に拡大したということで、より保育士の確保に繋がればと思っております。あと、他市では採用時に一時的に支払うような補助金に取り組まれているところもありますので、各市の保育士確保の取り組みの調査、効果等の聞き取りをしながら、本市においてもより魅力的な補助制度などについても今後も検討していきたいと考えております。

○委員（稲田滋君）： 他の市も不足していろいろなことを考えているということなので、箕面市もこれで10人確保できたらいいのですが、確保できなかった時のために、次はこれ、次はこれと何重にもいろいろな手立てを考えていただきたいと思っております。

○教育長（藤迫稔君）： ここで言える範囲でいいのだけど、何か言えること、次こんなことできたらいいのにとか、この対策が本当に実現したらもうちょっとなんとかなるんじゃないかなという、何か検討していることと言えることがあったら。

○子ども未来創造局保育幼稚園利用室長： 各園の保育士確保については、これまでもハローワークや求人サイトなども活用して採用活動はそれぞれされているのですが、なかなか待つだけでは保育士は来ないというような状況も増えているということですので、さらにこういった各園の保育士確保については踏み込んで支援をしていかないといけないと思っておりますので、有効な手立てについて検討しているところです。

○子ども未来創造局担当部長： 補足ですが、今本当に緊急的に来年度4月に向けて非常に厳しい状況になっております。今、室長がご説明させていただきましたように、この生活支援補助金の方も他市に広げてということで、園にも周知しながら1人でも多く、しかも早急に確保していただきたいということをする

るんですけども、やはり緊急事態ということで、今も申し上げたように待つただけでは求人をおあげても全然来ないというところもありますので、例えばですけど、有料の人材の紹介でありますとか、派遣でありますとか、あらゆることをしていただいて、1人でも待機児童を減らしていくというところで、民間園さんが保育士確保にかかる費用についてですね、私達として何ができるかということをお急ぎに検討しておりますので、また案が固まりましたら早急にご報告してお話させていただきたいと考えております。よろしくお祈いします。

○教育長（藤迫稔君）： 今説明ありましたように、キャパ自体はあるので。器がないんじゃないくて、器はあるんだけどもその保育士がいてないというピンポイントの課題なので、もうあらゆる考えられることはやっいてこうと。今、事務局にいる保育士免許を持ってる人なんかも出せる人は出っいてこうぐらいの、策を選ばずにやっいてこうかなというふうにお祈いしています。またお祈い合っいで、誰かおられましてらぜひよろしくお祈いしたいとお祈いします。

○代表教育委員（山元行博君） 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第2号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございせんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第2号「箕面市立箕面文化・交流センターの指定管理者の指定要請の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長に求めます。

○子ども未来創造局生涯学習・市民活動室長： 本件は、箕面市立箕面文化・交流センター北館及び箕面市立箕面文化・交流センター南館の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立箕面文化・交流センター条例第5条第4項の規定より、箕面市立箕面文化・交流センター北館及び箕面市立箕面文化・交流センター南館の指定管理者の指定に係る議案の提出を箕面市長に要請する必要が生じましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございします。指定管理者の指定の内容についてですが、箕面市立箕面文化・交流センター北館及び箕面市立箕面文化・交流センター南館の指定管理者として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、株式会社箕面都市開発を指定しようとするものです。この選定については、令和5年8月に公募しまして2団体の応募があり、箕面市立箕面文化・交流センター北館、南館指定管理者候補者選定会議を開催し、各委員で採点し

た結果、箕面都市開発株式会社を選定したものでございます。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第2号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に、日程第7、議案第3号「箕面市いじめ等調整委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童生徒指導室長に求めます。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長：本件は、箕面市いじめ等調整委員会委員の任期が令和6年1月22日をもって満了することに伴い、新たな委員を任命する必要があるため、箕面市いじめ問題対策連絡協議会等条例第7条第2項の規定に基づき任命するものであります。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：この箕面市いじめ等調整委員会というものはどういう委員で構成されていて、そのうちのこの2名の方が任期が切れるんだという、どういう職種の人がいる何人の会議のうちのこの2人ですという、全体像がわかるように補足をお願いします。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長：箕面市いじめ等調整委員会の委員のメンバーについてですが、まず弁護士の方が1名、教育の専門的な知識経験を有する方が1名、臨床心理士の資格を持たれてる方が1名、社会福祉士の資格を持たれてる方が1名、元警察官の方が1名ということで、人数としては5名のうち今回2名の方、弁護士の方、教育を専門に知識経験を有する方の2名を新たに任命するということとなります。

○委員（稲田滋君）：活動はどんな感じでされているのですか。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長：箕面市いじめ等調整委員会の活動に関しては、年間6回の会議を実施しておりまして、学校の報告書、いじめの報告書、事後報告書を含めまして、そこで報告をさせていただき、様々な助言をいただいています。

○委員（稲田滋君）：第三者というと第三者ですよ。第三者委員会としての位置づけにはならない、なれない、なってない。どうですか。

○子ども未来創造局児童生徒指導室長：今の条例上では第三者としての調査ができる建付けになっておりますので、第三者としての調査ができるようになっております。

○教育長（藤迫稔君）：今、稲田委員から質問されたんで説明させてもらいますと、これは条例のことなので今後は議会に諮っていくことが前提ということ

ですが、事務局内で議論しているのは、今言いましたように、いじめ等調整委員会というのは、日常のいじめの防止対策ですとか、いじめの未然防止をどうするんだとか、実際今いじめをこうやって対応しているんだけどその対応の仕方がいいのか悪いのかということを経験者に議論してもらおうというのが一番主な中身なんですけれども、この条例を立てるときに、いじめ重大事態の第三者調査委員会の役割も担ってもらったらいんじゃないかということになりました。この第三者調査委員会というのは学校で設置してもいいし、教育委員会で設置してもいいし、必ずしもこれでもないといけないと決まったものじゃないので、1つは箕面市いじめ等調整委員会でも第三者として調査できるという条例になっているというのが今の室長の説明なんです。ただ、我々ここにきていじめ重大事態の第三者調査を4件ほどやってるんですけども、そのうちの1つがこの組織を第三者調査委員会ですということをやったわけですね。その当初は説明もきちんとして、ご両親もそれを了解してもらったんですよ。本来、事案ごとにその都度立ちあげる第三者調査委員会になると、大阪弁護士会に委員を出してくれ、臨床心理士会に出してくれということで、出てくるまでにもう1ヶ月や2ヶ月ぐらいかかるということで、調査開始と言うともう1年超えたりするということもあって、そんな説明もしながら、「条例上はこれも第三者調査委員会ですよ」「これだともう委員さんがいるので早いですよ」というような説明をした上で進んだんですけども、やはり後になってから、別で動いている第三者調査委員会の動きを見たときに、ちょっとこれはいわゆる本当の第三者調査委員会じゃないのではないかというような誤解を生じさせたという過去の経験がありますので。我々が考えているのは、ちょっとここは整理した方がいいんじゃないかなど。いじめ等調整委員会には、もう本当に日常の、我々も困ってることは山ほどあるので、その事の相談をしてアドバイスをもらえるということに徹してもらって、第三者調査委員会っていうのは、別の第三者の形を取る方がいいのではないかとということで、ちょっと今事務局内で整理をし始めていますので、また整理しましたらご相談させていただきたいと思いでので。ちょっと質問があったのであえて補足説明させていただきました。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第3号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第8、報告第3号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第3号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第9、報告第4号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、去る令和5年12月14日に開催いたしました令和5年第12回箕面市教育委員会定例会会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）　：　ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）　：　それでは、報告第4号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）　：　各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）　：　以上をもちまして、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案3件、報告4件は、全て議了いたしました。教育長にお返しいたします。

○教育長（藤迫稔君）　：　ありがとうございました。これをもちまして、令和6年第1回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時45分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長 （本人自署）

委員 （本人自署）